

令和6年度 茨城県立大子特別支援学校いじめ防止基本方針

いじめの定義（条例 第2条）

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となつた児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。」

※茨城県いじめ根絶を目指す条例

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

（1）基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、本校では、全ての児童生徒がいじめを行わず、「いじめを認識しながらこれを放置する事がないよう、いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」ということについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨とし、いじめの防止等のための対策を講じる。

（2）いじめの禁止

児童生徒は、いじめを行ってはならない。

（3）学校及び職員の責務

いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、いじめが行われず、全ての児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者や関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組む。また、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にその問題に対応し、解消を図るとともに、その再発の防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

（1）基本施策

① いじめの未然防止

- ア 学校のスローガンとして「一人一人の今が輝く、笑顔あふれる自信と安心」を掲げ、弱いもの等へのいじめをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- イ 児童生徒の道徳心を培い、自己有用感や共感的理解の力を育み、心の通う人間関係を築くため、さまざまな教育活動を通して道徳教育及び体験活動等の充実を図り、その具体的な指導内容を年間計画に体系的に盛り込む。
- ウ 心の通じ合う児童生徒同士の「絆」づくりをすすめ、母体となるクラスを何でも話し合える「居場所」にするとともに、いじめに向かわない人間関係・環境づくりに努める。

- エ 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- オ いじめ発見等に関するチェックリストを共有し、全職員で早期発見に努める。
- カ 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- キ 保護者並びに関係機関との連携を図りつつ、いじめ防止のために児童生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。

② いじめの早期発見のための措置

ア いじめ調査等

いじめは大人の目に付きにくいところで起こり、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことから、いじめを早期に発見するために、在籍する児童生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- | | |
|----------------------------------|-------------|
| (ア) 児童生徒対象調査 | 【年1回】 |
| (イ) 保護者対象記述式による調査 (PTA 学校評価の1項目) | 【年1回】 |
| (ウ) 学級担任等による保護者からの聞き取り調査 | 【年3回 個別面談時】 |
| (エ) 全職員による日常生活観察調査 | 【随時】 |

イ いじめ相談体制

児童生徒及び保護者が、いじめに係る相談を行うことができるよう次の相談体制の整備を行う。

- | |
|---------------------------------|
| (ア) 学校のいじめ相談窓口の設置 (中:「はなしたいやき」) |
| (イ) その他の相談窓口の周知 |

ウ いじめの未然防止等のための教職員の資質の向上

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりするのではなく、いじめを積極的に認知できるようにするため、いじめの未然防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの未然防止等に関する職員の資質向上を図る。

③ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

パソコンや携帯電話を使用できる児童生徒及び保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを未然防止し、また効果的に対処できるように、啓発活動の実施に努める。

(2) いじめ防止等に関する措置

① 「茨城県立大子特別支援学校いじめ防止対策委員会（以下「委員会」という）の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う。

ア 委員会は次の者で構成する。

校長、教頭、事務長、教務主任、各部主事、生徒指導主事、保健主事、学びがい推進部長、頼りがい推進部長、特別支援教育コーディネーター、その他校長が必要と認める者

イ 上記の構成員のほか、校長が必要と認める場合は、専門的な知見を有する者などを臨時に構成員とすることができます。

ウ 校長は委員会を総理し、委員会を代表する。

エ 委員会は次に上げる事務を所掌する。

(ア) 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行うこと。

(イ) いじめの事前防止や早期発見に関するこ（アンケート調査、教育相談等）。

(ウ) いじめ事案の確認とその対応に関するこ。

(エ) いじめ問題の具体的対応策を検討するこ。

(オ) いじめの相談窓口としての相談を受けるこ。

オ 委員会は校長が招集する。

カ 委員会は次の区分で招集する。

毎月1回、その他校長が認める場合に委員会を実施し、いじめの兆候を把握した時やいじめの相談情報があったときはその都度臨時会を行う。

キ その他、委員会の運営に必要な事項は、校長が決定する。

② いじめに対する措置

いじめに係る相談を受けた場合は速やかに「いじめ防止対策委員会」を開き対応を検討する。

ア 事実関係の把握を行う。

イ いじめの事実が確認された場合は、その再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った児童生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。（担任・部主事）

ウ いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けるために必要があると認めるとときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。

エ いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ① 当該事案に対応する調査を実施し、事実関係を速やかに把握する。
- ② 重大事態が発生した旨を、県教育委員会に報告する。
- ③ いじめの被害を受けた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守るための措置を講ずる。
- ④ いじめの加害児童生徒に対しては、毅然とした対応をすると共に、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう指導・支援する。
- ⑤ 調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を積極的にかつ適時、適切な方法で提供する。
- ⑥ 上記調査結果については、県教育委員会を通じて、県知事に報告する。
- ⑦ いじめの被害を受けた児童生徒には、状況に合わせて継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活への復帰への支援や学習支援を行う。
- ⑧ 当該事態の事実に真摯に向き合い対応することによって、同種の事態の発生を防止する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の5点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ① いじめの未然防止に関する取組に関すること。
- ② いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ③ いじめへ対処するための取組に関すること。
- ④ いじめの再発を防止するための取組に関すること。
- ⑤ いじめ防止の取組についての関係機関との連携に関すること。

以上の評価を通して、いじめ防止への取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや学校の基本方針等について体系的に見直し、必要に応じて年間計画等の修正等を行い、より適切ないじめの防止等の取組について検討する。

平成27年 7月制定
令和 2年 8月改定
令和 5年 4月改定